

## 大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター(以下「センター」という。)における競争的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し、適正かつ迅速に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「競争的研究費等」とは、次の各号に掲げる機関から配分される公募型の研究資金(公募型の寄付金も含む。)をいう。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人
  - (2) 厚生労働省
  - (3) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
  - (4) その他、国、独立行政法人、民間団体(財団法人、社団法人等)等
- 2 この要綱において「研究者等」とは、センターの医師、看護師、事務職員及びセンターの競争的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この要綱において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は関係法令、競争的研究費等の配分機関の使用規則等及びセンターの規程等に違反した競争的研究費等の使用をいう。
- 4 この要綱において「配分機関」とは、研究機関に対して競争的研究費等の研究費を配分する機関をいう。
- 5 この要綱において「告発者」とは、不正使用の疑いがあると思料し、通報窓口に通報又は情報提供(以下「通報等」という。)を行った者をいう。
- 6 この要綱において「被告発者」とは、不正使用を行った疑いがあると通報等された研究者等をいう。
- 7 この要綱において「被告発者等」とは、被告発者及び第10条の本調査により、当該不正使用に関与した疑いが生じた研究者等をいう。

### (不正使用に関する相談・告発等の受付体制)

第3条 センターの内部又は外部から不正使用(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に関する告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「告発等」という。)を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)は、大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する要綱(以下「取扱要綱」という。)第15条により大阪市民病院機構法人運営本部内部監察室に設置するものとする。

- 2 不正使用の疑いがあると思料する者は、センター職員に限らず何人も、書面(別紙様式1)、電話、FAX、電子メール、面談などにより通報窓口に対して告発等を行うことができる。
- 3 通報等を受け付けるにあたっては、通報窓口の担当者は、告発者の氏名、通報等の内容等を秘密として保持し、告発者の保護を徹底しなければならない。
- 4 通報窓口の担当者は、告発等を受け付けるときは、その内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないよう必要な措置を講ずる等適切な方法によらなければならない。
- 5 告発等は、原則として顕名によって行われ、不正使用を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により、相当の信憑性が明示されているもののみを受け付けるものとする。なお、告発者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該告発者に対してこの要綱に規定する通知及び報告は行わないものとする。
- 6 前項の規定に関わらず、匿名による告発等があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 7 告発等の内容に関し、センターが調査を行う権限がない場合は、当該調査を行う研究機関又は配分機関にこれを回付するものとする。
- 8 告発等の意思を明示しない相談を受け付けた場合、その内容に応じ、告発等に準じ、その内容を確認した結果、不正使用がある(本条において可能性がある場合を含む。)と足るに至る相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発等の意思があるか確認するものとする。
- 9 不正使用が行われようとしている、又は不正使用を求められていると告発等または相談があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、センターが被告発者の所属する研究機関でない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。

#### (通報の報告)

第4条 通報窓口不正使用に関する通報等があったときは、通報窓口の担当者は、取扱要綱第5条に定める統括管理責任者に、統括管理責任者は、取扱要綱第4条に定める最高管理責任者に、それぞれ速やかにその旨を報告しなければならない。

#### (告発者の保護)

第5条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由として、当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 センターに所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該告発者に対して、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第6条 センターに所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報等)

第7条 何人も悪意に基づく通報を行ってはならない。本要綱において悪意に基づく通報とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発、民事訴訟、その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁等に対して、その措置の内容等を通知する。

(調査を行う機関)

第8条 被告発者等に係る不正使用の告発等があった場合、原則として、センターが告発等された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合において、被告発者が告発等された事案に係る研究活動を主として行っていた研究機関にセンターが該当するときは、所属する複数の研究機関と合同で調査を行うことができる。
- 3 被告発者がセンターと異なる研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、センターは、当該研究活動が行われた研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うことができる。
- 4 被告発者が他の研究機関に所属する研究者であり、センターで行った研究活動に係る告発等があった場合、当該研究機関とセンターが合同で、告発等された事案の調査を行う。
- 5 被告発者がセンターを離職した研究者であり、告発された事案に係る研究活動をセンターで行っていた場合、現に所属する研究機関とセンターが合同で、告発された事案の調査を行う。ただし、被告発者がセンターを離職後、どの研究機関にも所属していない場合、センタ

一が告発等された事案の調査を行う。

- 6 第1項から第5項においてセンターが告発等された事案の調査を行うこととなった場合であっても、告発等された事案に係る研究活動の所管機関等が、センターによる当該調査の実施が極めて困難であると特に認めた場合は、当該所管機関等が当該調査を行うものとする。この場合、センターが当該所管機関等から協力を求められた場合、誠実に協力しなければならない。

#### (予備調査)

第9条 最高管理責任者は、告発等を受けた場合、第10条に定める本格的な調査（以下「本調査」という。）の実施の要否を判断するため、予備調査を行うものとする。最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び調査を担当する者を指名し（以下「予備調査委員」、「予備調査委員会」という。）、次の各号に掲げる事項について、予備調査を実施する。調査結果は、最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 当該告発等の信憑性
  - (2) 当該告発等の際に示された証拠書類や通報理由等の論理性
  - (3) 当該告発等に係る研究費執行時点から告発等までの期間が、経理書類等、執行状況の事後の検証を可能とするものについての合理的な保存期間を超えるか否か等の告発内容の合理性
  - (4) 本調査の可能性等
- 2 最高管理責任者は告発等の受付後、本調査を実施するか否か、原則として30日以内に決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨の理由を付して告発者に通知するとともに、予備調査に係る資料を保存し、当該調査事案に係る配分機関又は告発者の合理的な求めに応じ、開示するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項の結果について、当該配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

#### (本調査)

第10条 最高管理責任者は、前条第2項により本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査の実施を通知し、調査への協力を求めるものとする。被告発者が他機関に所属している場合は、当該機関に通知するものとする。

- 2 通報された事実の調査に当たっては、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者を特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(本調査委員会の設置)

- 第11条 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、本調査の実施を決定したときは、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び調査を担当する者を指名し、当該競争的研究費等の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 調査委員会の委員長は、最高管理責任者をもって充てる。なお、調査委員会の委員の半数以上は、センターに属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は次に掲げる者とする。
- ・ 統括管理責任者
  - ・ コンプライアンス推進責任者
  - ・ 最高管理責任者が指名するセンター職員
  - ・ 外部有識者（弁護士・公認会計士等）
- 4 最高管理責任者は、調査委員会のすべての委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対して、告発者及び被告発者は、通知内容に異議があるときは、通知の日の翌日から起算して10日以内に、最高管理責任者に対し、理由を付した書面（別紙様式2）により異議申立てをすることができるものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査の方法・内容)

- 第12条 調査委員会は、告発等された事実に係る不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等に係る精査、関係者へのヒアリング等の手法により行うものとする。
- 2 本調査に際しては、被告発者等に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 調査委員会は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等からの当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査等の依頼に応じるものとする。
- 4 調査委員会は、本調査実施に際し、告発等のあった事案に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 5 本調査の過程で、研究不正についての疑念が生じた際は、調査の途中であっても、調査委員会はその疑念について、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、その報告を受けた日を通報日として、大阪市立総合医療センター研究活動における不正行為への対応等に関する要綱第16条に定める研究不正に係る調査を実施させるものとする。この場合、予備調査は行わず、直ちに本調査を行うものとし、調査委員会が研究費の不正使用に係る調査に加えて、研究不正に係る調査も実施するものとする。

6 調査の実施に際し、調査方針、調査の対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(本調査の対象となる研究費)

第13条 本調査の対象は、告発等のあった事案に係る競争的研究費のほか、調査委員会の判断により、被告発者の他の競争的研究費等も含めることができるものとする。

(調査中における一時的な措置)

第14条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等に対して当該事案に係る競争的研究費等の使用停止を命ずることができる。

(調査協力義務・説明責任)

第15条 本調査に対しては、告発者及び被告発者等は、積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとし、被告発者等が告発内容を否認する場合には、自己の責任において、競争的研究費等の執行の適切性について、客観的証拠を示して説明しなければならない。

2 告発等のあった事案に関係する者は、予備調査及び本調査に係る各委員会の要請に対し、積極的に協力しなければならない。

3 センターの研究者等でなくなった場合も、前各項の扱いと同様とする。

(認定の手続き、方法)

第16条 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査を完了し、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して不正使用の事実認定を行い、調査した内容を次の各号に掲げる事項についてまとめ、最高管理責任者に報告する。ただし、告発等の内容、告発者及び被告発者等の協力の有無・程度等に鑑み、150日以内に認定することができないときは、150日経過後、速やかに認定する。

(1) 不正使用の有無

(2) 不正使用の内容

(3) 不正使用に関与した者及びその関与の状況、程度

(4) 不正使用の相当額

(5) 不正使用が認定されなかった場合の通報が告発者の悪意に基づくものであったか否か

(6) その他必要事項

2 前項第5号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は調査の過程において不正使用の事実の一部が確認できた場合は、速やかに事

実の認定を行うものとする。

- 4 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 5 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、不正使用と認定することができる。

(調査結果の通知及び報告)

第17条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者等に通知しなければならない。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の場合において、告発等を受け付けた日から210日以内に、その事実に係る配分機関に対し、次の各号に掲げる事項を本調査の結果として最終報告書（別紙様式4）にまとめ、これを提出するものとする。なお、期限までに本調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告（別紙様式4に準じて作成）を行うものとする。

(1) 不正使用の発生要因

(2) 不正使用に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況

(3) 再発防止計画

- 3 最高管理責任者は、前項の規定にかかわらず第16条第3項の規定による不正使用の一部が確認できた場合は、速やかに認定し、配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の調査の結果、告発者の悪意に基づく告発等であったと認定された場合は、当該告発者が所属する研究機関に通知するものとする。

(不服申立て)

第18条 不正使用を行ったと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して、30日以内に最高管理責任者に対して理由を付した書面（別紙様式3）により不服申立てを行うことができる。ただし、この場合において、期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査において悪意に基づくものと認定されたものを含む。）は、その認定において、前項の規定に準じ不服申立てをすることができる。

- 3 最高管理責任者は、不正使用を行ったと認定された被告発者からの不服申立てを受け付けたときは、速やかに告発者に通知するものとする。この場合において、最高管理責任者は、その事実に係る配分機関及び関係省庁等に報告するものとする。なお、前段の規定は、不服申立ての却下及び再調査の実施を決定したときも同様とする。

- 4 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者からの不服申立てを受け付けたときは、被告発者にその旨を通知するとともに、当該告発者が所属する研究機関に通知する。なお、その事案に係る配分機関及び関係省庁等にも報告するものとする。

(不服申立ての審査等)

第19条 最高管理責任者は、不服申立ての審査（再調査を含む。以下同じ。）を、当該本調査を行った調査委員会に行わせる。この場合において、新たに専門性を要する判断が必要となる等の事情がある場合、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

- 2 不正使用があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 3 第1項の不服申立てについて、再調査を実施する決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を実施せず、審査を打ち切ることができる。その場合には、直ちにその旨を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 4 第1項の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用が行われたとの認定があった場合は、次の調査結果を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の内容
- (3) 最高管理責任者が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要な事項

- 2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく等と認定された場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査事案がセンター外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

#### (不正使用に対する措置)

第21条 配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告書を提出しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、第17条による報告の結果、当該配分機関等から不正使用に係る競争的研究費等の返還命令を受けたときは、不正使用と認定された研究者等に当該額を返還させるものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報等が悪意に基づくものと認定された場合、センターに所属する告発者の場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告訴等必要な措置を講じることができる。また、センター以外の機関に所属する告発者の場合は、当該機関に対し、当該機関の規程等に基づき適切な処置を行うよう通知する。

#### (告発者及び被告発者に対する措置)

第22条 不正使用が行われたとの認定があった場合、不正使用への関与が認定された者及び不正使用が認定された研究費の執行等について責任を負う者として認定された者に対し、懲戒処分等を含む必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、通報等が悪意に基づくものと認定された場合、センターに所属する告発者に対して、次項に基づき適切な処置を行う。
- 3 前2項の処置については、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員懲戒規程に基づき設置される職員懲戒等審査委員会の調査結果により、不正の内容、関与した者及びその規程等について明確にした上で地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第52条に定める懲戒処分を行う。
- 4 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

#### (不正使用がなかった場合の措置と公表)

第23条 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(秘密保護義務)

第24条 この要綱に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないようこれらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要となる。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者に連絡又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(各委員会の事務)

第25条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、総務部財務課で行うものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途病院長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和8年5月12日から施行する。

申立日：(元号) 年 月 日

申 立 書

(最高管理責任者)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター病院長 様

所 属：

職 名 等：

氏 名 (自署)：

連 絡 先：

大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する要綱第3条2項に基づき、下記の不正使用について申立てを行います。

記

- 1 対象研究者等の所属・職名等・氏名
  - ・所 属：
  - ・職名等：
  - ・氏 名：
- 2 不正使用の内容
- 3 不正使用の発生時期
- 4 不正使用の発生場所
- 5 証拠資料（内容を記載し、添付すること）
- 6 対象研究資金について（わかる範囲で記入してください）
  - ・配分機関名：
  - ・資金名称：
  - ・課 題 名：
  - ・課題番号：
- 7 その他の参考となる事項

(元号) 年 月 日

異議申立書

(最高管理責任者)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター病院長 様

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(元号) 年 月 日付けで通知のありました本調査委員会の構成のうち、大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき、下記の者について異議を申し立てます。

1 委員 (長) 名

2 異議申立の理由

(元号) 年 月 日

不服申立書

(最高管理責任者)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター病院長 様

所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 (自署) \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

(元号) 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、大阪市立総合医療センターの競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり不服を申し立てます。

1 不服申立に係る箇所

2 不服申立の理由

別紙様式 4

〇〇〇〇〇第〇号  
(元号) 〇年〇月〇日

(配分機関 様)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター  
病院長 印

〇〇〇の不正等について (報告)

(元号) 〇年度「〇〇〇〇事業 (競争的研究費等の名称)」において、〇〇〇が行なわれたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

- (1) 発覚の時期及び契機 (※「告発 (通報)」の場合はその内容・時期等)
- (2) 調査に至った経緯等

2 調査

- (1) 調査体制
  - ※調査委員会の構成  
(第三者[当該機関に属さない弁護士、公認会計士等]を含む調査委員会の設置)
- (2) 調査内容
  - ※調査期間
  - ※調査対象 (対象者 (研究者・業者等)、対象経費 [物品費、旅費、謝金等、その他])
  - ※当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。
  - ※調査方法 (例: 書面調査 [業者の売上げ元帳との突合等]、ヒアリング [研究者、事務職員、取引業者等からの聞き取り] 等)
  - ※調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果 (不正等の内容)

- (1) 不正等の種別
  - ※例: 架空請求 [預け金、カラ出張]、代替請求等

- (2) 不正等に関与した研究者等 (※共謀者を含む。)

氏名 (所属・職 (※現職))	研究者番号

- (3) 不正等が行われた研究課題 (該当する研究課題分作成)

研究種目名		研究期間			
研究課題名					
研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位: 円)					
(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度
研究組織 (研究分担者氏名) (所属・職 (※現職)・研究者番号)					

(4) 不正等の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること。)

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的研究費等の額 (※該当する研究課題ごとに該当する年度分作成)

(元号) 年度 (内訳)

(単位:円)

費目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物品費	—			
旅 費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合 計				

4 不正等の発生要因と再発防止策 (※当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。)

- (1) 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- (2) 発生要因 (※可能な限り詳細に記載すること。)
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

(例: 交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料 (証憑類等) 等)

## 報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
  - 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
  - 調査に至った経緯等
- 調査
  - 調査体制（※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
  - 調査内容
    - ・ 調査期間
    - ・ 調査対象（※ 対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕（※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）
    - ・ 調査方法（例：書面調査〔取引業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）
    - ・ 調査委員会の開催日時・内容等
- 調査結果（不正等の内容）
  - 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
  - 不正等に関与した研究者（※ 共謀者を含む。）
    - ・ 氏名（所属・職（※現職）、研究者番号
  - 不正等が行われた研究課題
    - ・ 研究種目名、研究期間、研究課題名
    - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号
    - ・ 交付決定額又は委託契約額
    - ・ 研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号）
  - 不正等の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
    - ・ 動機・背景
    - ・ 手法
    - ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその使途
    - ・ 私的流用の有無
  - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）
  - 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
  - 発生要因
  - 再発防止策
- 添付書類  
(例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等)
- その他（機関における当該事案への対応）  
(例：関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的研究費等の取扱い、刑事告発等)

\*必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。